

入室にあたってのお願い

入室に際し、保護者の皆様に下記のことについてお願い申し上げます。

1. 学校から指導室までの道順や自宅から指導室までの道順（学校が休みの場合等）を事前に確認しておいてください。なお、少し遠回りでも信号や横断歩道を通るようご指導願います。
2. 担任の先生に指導室に入室していることを必ず伝えてください。学校からの帰りが遅い場合は、指導員が担任へ問い合わせをすることがあります。
3. 学習塾やスイミング等に通う場合は、前もって指導室へご連絡ください。なお、指導室から塾や習い事に送り出した後は、再登室できません。
4. 発熱等、体調不良の場合は、登室をご遠慮ください（学校で体調不良になった場合も含みます）。
欠席の場合、保護者より利用する指導室へ必ず連絡をお願いします。
5. 児童が保育中に発熱した場合やけがをした場合は、電話でご連絡しますので、早めのお迎えをお願いします。
6. 保育時間は午後6時までです。（延長保育は午後7時まで）予定の時間までにお迎えに来るようお願いいたします。
※お迎えの予定時間に間に合わない場合は、必ず利用する指導室へ連絡をお願いします。
※ひとり帰りを希望する場合は、「延長保育利用申込書」を事前に提出してください。延長保育は原則一人帰りはできません。
7. 入室後、住所・氏名・入室を必要とする事由等に変更がありましたら、速やかに「関係届」等を指導室へ提出してください。（届出用紙は指導室にあります）
8. 入室後、就労先や勤務条件が変更になった場合は、「関係届」と変更後の「就労証明書」を提出してください。
9. 休む月の10日までに、児童福祉課または指導室に「休室届」を提出することにより、その月の保育料がかからなくなります。なお1か月間指導室をお休みする場面に限りません。（休室届を提出する場合は、利用している指導室にご連絡ください。）
※「休室届」が提出されない場合、指導室の利用がなくても保育料がかかります。

裏面に続きます。

- 1 0. 入室後、指導室を退室する場合は、原則退室する月の末日までに「退室届」を指導室、または児童福祉課に提出してください。
- ※「退室届」が提出されない場合、指導室の利用がなくても保育料がかかります。
- ※保護者が育児休業を取得することとなった場合等、入室を必要とする事由に該当しなくなった場合は、退室となります。
- 1 1. 指導室は、保護者が就労等により放課後保育できない児童を対象に、指導員が保護者に代わり、遊びや生活指導を行うところです。
- この趣旨を十分ご理解いただき、仕事がお休みの場合は、保護者に保育のご協力をお願いします。
- 1 2. 集団での保育となるため、指導室の生活には、いろいろな約束事やルールがあります。これらを守れない児童には、指導員から注意や指導をいたしますが、保護者の方にも、状況をお伝えしてご理解とご協力をお願いしていきますので、よろしく願いいたします。
- 1 3. 指導室をお休みするときは必ず連絡をお願いいたします。くれぐれも無断欠席することの無いようにしてください。

留守家庭児童指導室の新型コロナウイルス感染予防について

利用される保護者へのお願い

- ・土曜日、長期休業日に利用される児童は登室前に体温を測定し、熱が平熱であることを確認してください。
 - ・留守家庭児童指導室ではマスクを着用してください。
(保育中マスクが汚れる場合がありますので、予備のマスクも用意してください。)
 - ・児童が留守家庭児童指導室を利用中に発熱した場合は、電話連絡後早めのお迎えをお願いします。
 - ・感染症等により、登校する小学校が、学級閉鎖や学年閉鎖等を決定した場合、該当する学級・学年の児童は留守家庭児童指導室を利用できません。
- ◎ 児童が新型コロナウイルスに感染もしくは、濃厚接触者となった場合（家族が感染するなど）は、登室を避けていただくとともに、速やかに指導室へご連絡ください。※自宅療養期間・自宅待機期間をお知らせください。